

# 高等教育の修学支援制度について

## 1. 対象者

次の①②に該当する必要があります。

① 大学部生及び短期大学部生

※修業年限(大学：4年間 短大:2年間)を超えて在学する学生は対象となりません

※休学期間は修業年限には含まれません

② 住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生

※準ずる世帯の年収目安は4人家族の場合で461万円未満程度です。

[進学資金シミュレーター](#)（日本学生支援機構Web ページ）において、

収入基準に該当するかおよその確認ができます。申込前にご確認ください。

## 2. 選考基準

① 成績基準：本学が選考を行います(日本学生支援機構に推薦します)

学業成績等が、次のアまたはイのいずれかに該当すること

ア GPA が在学する学部等における上位2分の1の範囲に属すること

イ 修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、

活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

※ 標準単位数＝ $\frac{\text{卒業に必要な単位数}}{\text{修業年限(大学:4年間 短大:2年間)}} \times \text{実質学年}$

「ア」または「イ」のいずれかに該当する場合でも、

修業年限(大学:4年間 短大:2年間)で卒業できないことが確定している場合には、採用されません

② 家計基準(収入基準・資産基準)：日本学生支援機構が選考を行います

学生本人と生計維持者が、次の「収入基準」および「資産基準」のいずれにも該当すること。

【収入基準】

「住民税非課税世帯」および「それに準ずる世帯」の学生

【資産基準】

2,000万円未満(生計維持者が1人のときは1,250万円未満)であること。

※ 資産とは、現金やこれに準ずるもの(投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、

有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含みません)。

★申込資格・選考基準につきましては[日本学生支援機構Webページ](#)にてご確認ください。

### 3. 支援内容

授業料の減免と給付型奨学金を受けることができます。

減免や奨学金の金額は、世帯収入に応じて3段階の基準で決まります。

第Ⅰ区分の支援額に対して、第Ⅱ区分は2/3、第Ⅲ区分は1/3の額を支援します。

【大学】単位：(円)

【短大】単位：(円)

支援区分	授業料等減免額		給付型奨学金		支援区分	授業料等減免額		給付型奨学金	
	入学金	授業料 年額	自宅通学 月額	自宅外通学 月額		入学金	授業料 年額	自宅通学 月額	自宅外通学 月額
第Ⅰ区分	210,000	700,000	38,300	75,800	第Ⅰ区分	210,000	620,000	38,300	75,800
第Ⅱ区分	140,000	466,700	25,600	50,600	第Ⅱ区分	140,000	413,400	25,600	50,600
第Ⅲ区分	70,000	233,400	12,800	25,300	第Ⅲ区分	70,000	206,700	12,800	25,300

【第Ⅰ区分】 本人与生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

【第Ⅱ区分】 本人与生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】 本人与生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

※1 ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

※2 支給額算定基準額(a) = 課税標準額×6% - (調整控除額+調整額) (b) (100円未満切り捨て)

支給額算定基準額を算出するための「課税標準額」「調整控除額」「調整額」は、  
課税証明書や所得証明書に必ず記載されているものではありません。

(a) 市町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

(b) 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額+調整額)に4分の3を乗じた額となります。

※3 生活保護世帯で自宅から通学する学生および児童養護施設等から通学する学生にかかる給付型奨学金の支給金額は一覧に掲載の金額と異なります。

#### 授業料等減免の取り扱いについて

① 入学金の減免は2020年度以降に入学する学生(編入生含む)のみが、対象となります。

(新入生の入学金等の減免の取り扱いについては、[受験生web](#)にてご案内しております)

入学金の減免を受けることができるのは、1回となります。編入生等で以前に入学金の減免を受けたことがある場合は、入学金減免の対象にはなりません。

② 授業料の減免は年額を2分割し、前期と後期それぞれに充当します。

(期の途中で学籍異動等の理由により支援が停止した場合は、月額で計算し充当します)

③ 前期にされた場合に後期も継続して支援を受けるためには、7月頃に継続の手続きをする必要があります。

後期の支援区分については、申請時にご提出いただいたマイナンバーにより日本学生支援機構が世帯所得を確認し、再認定します。支援区分が変更になった場合は、後期分の減免額は新たな支援区分の年額1/2となります。

## 4.申し込み方法

### 【定期採用】

**1年次**：高校等で予約申込を行った場合(予約採用候補者)

⇒4月のオリエンテーション期間に行われる「奨学金(日本学生支援機構)予約採用候補者手続説明会」にご出席ください。

**全学年**：新規で申込みをする場合(4月または9月)

⇒4月のオリエンテーション期間に行われる、「奨学金(日本学生支援機構)新規採用申込手続説明会」にご出席ください。

9月に新規で申込みを行う場合は、9月頃に大学HP等で手続説明会の日程をご案内いたしますので、ご確認ください。

### 【家計急変により期の途中で申込を希望する場合】

⇒予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金及び授業料等減免の支援対象となります。原則として、急変事由発生日から3か月以内に申し込む必要があります。ただし、急変事由発生日が進学(進級)前の2020年1月以降、2021年3月以前の場合は、進学(進級)から2か月以内に申し込む必要があります。

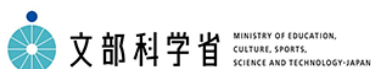
お申込を検討される場合は、学生生活支援課までお早めにご相談ください。

お問い合わせ先(代表:011-891-2731)

修学支援制度の申請に関すること  
授業料の金額や納期に関すること

学生生活支援課  
財務課

### 高等教育の修学支援制度 関連サイト



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

[文部科学省 高等教育の修学支援新制度ホームページ](#)



独立行政法人

日本学生支援機構

JASSO Japan Student Services Organization

[日本学生支援機構 進学資金シミュレーター](#)

